

令和6年第4回安堵町議会定例会会議録

(1日目)

令和6年12月2日(月)開会

午前10時

1 応招議員 9名

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1 番 | 松田 勝  | 2 番 | 近藤 晃一 |
| 3 番 | 森田 裕康 | 4 番 | 福井 保夫 |
| 5 番 | 浅野 勉  | 6 番 | 上林 勝美 |
| 7 番 | 山岡 敏  | 8 番 | 増井 敬史 |
| 9 番 | 森田 瞳  |     |       |

2 出席議員 9名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

|             |       |             |       |
|-------------|-------|-------------|-------|
| 町 長         | 西本 安博 | 副 町 長       | 富井 文枝 |
| 教 育 長       | 辰己 秀雄 |             |       |
| 事 業 部 長     | 廣瀬 好郁 | 教 育 次 長     | 富士 青美 |
| 総 合 政 策 課 長 | 増田 篤人 | 安 全 安 心 課 長 | 吉田 貴史 |
| 税 務 課 長     | 勝井 顯  | 住 民 課 長     | 吉田 彰宏 |
| 子ども家庭推進室課長  | 藤岡 征章 | 健康福祉推進室課長   | 井上 育久 |
| 事 業 課 長     | 池田 佳永 | 会 計 室 長     | 西田 淳二 |

5 職務のため出席した者の職氏名

|             |       |           |        |
|-------------|-------|-----------|--------|
| 議 会 事 務 局 長 | 溝本 貴宏 | 議会事務局リーダー | 吉岡 さとこ |
|-------------|-------|-----------|--------|

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 議案第 1 号 安堵町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について

第 6 議案第 2 号 令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）について

第 7 議案第 3 号 令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）について

第 8 議案第 4 号 令和6年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第2号）について

第 9 議案第 5 号 令和6年度安堵町水道事業会計補正予算（補正第2号）について

第10 議案第 6 号 奈良県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について

-----  
開 会  
午前 10 時 00 分  
-----

議長（森田 瞳） 改めまして、おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

議長（森田 瞳） 只今より令和 6 年第 4 回安堵町議会定例会を開会いたします。

出席議員は 9 名です。

定足数に達しております。会議は成立いたします。

これより、本日の会議を開きます。

副町長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。副町長。

副町長（富井文枝） 皆さま、おはようございます。本日の会議でございますが、住民生活部長が体調不良のため本日、急遽欠席をさせていただいております。また、教育推進課長、吉田課長ですが、病気療養のため休暇とさせていただいております。欠席をさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） はい。それでは、はじめに西本町長より、開会にあたり御挨拶がございます。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。西本町長。

(西本町長 登壇)

町長（西本安博） 皆さん、おはようございます。

(「おはようございます」という声あり)

町長（西本安博） 今年も、余すところあと1か月となりました。今年1年を振り返りますと、まず、年初めに能登半島地震が発生し、その後も各地で大きな水害なども発生しております。改めまして、自然の脅威を感じているところでございます。また、町内では、国の重要文化財中家住宅が消失するという事案も起こってまいりました。

これらの災害により犠牲になられた方々や、被害に遭われた方々に対して、心から御冥福をお祈りし、またお見舞いを申し上げさせていただきたいと思っております。

町といたしましては、これらを教訓として、今後の安全安心な、まちづくりを一層強めていく所存でございます。議員の皆さま方におかれましても御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、そのような折ではございますが、令和6年第4回安堵町議会定例会を招集いたしましたところ、議員におかれましては公私ともお忙しい中、御出席を賜り、ありがとうございます。

それでは、本日提案させていただく案件ですが、議案が6件でございます。議員の皆さまに御審議いただく前に、各案件の概略を説明させていただきます。

議案第1号は「安堵町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。現条例では、安堵町の一般廃棄物の収集運搬の許可については、天理市長のみの要件となっておりますが、令和7年5月以降は、他市町村長の収集運搬の許可が必要となるため、一部改正を行うものでございます。

次に、議案第2号「令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）について」でございます。総額4,131万3,000円の補正額でございますが、主な内容といたしましては、人事異動や人事院勧告に伴う人件費に係る予算についての補正、焼損した中家住宅の復興について、国・県・町が一体的に取り組むための町負担分の補正など、数件の増額補正予算でございます。

次に、議案第3号「令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）について」でございます。こども園の改修工事、総合センターひびき施設管理業務、ごみ収集運搬補助委託業務、重要文化財中家住宅復旧補助事務に関する債務負担行為について補正

するものでございます。

次に、議案第4号「令和6年安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第2号）について」でございます。主に、介護報酬改正等に伴う、介護保険認定調査員に係る人件費を増額するため、予算を補正するものでございます。

次に、議案第5号「令和6年度安堵町水道事業会計補正予算（補正第2号）について」でございます。令和6年度人事院勧告に伴い、人件費に係る予算について増額補正をするものでございます。

次に、議案第6号「奈良県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について」でございます。令和7年3月31日をもって、奈良県広域水質検査センター組合が解散されることに伴い、組合を組織する地方公共団体の数が減少することとなり、規約の一部を変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

以上、簡単に説明をさせていただきましたが、詳細は、その都度担当課長より説明をさせますので、御審議、御承認、御可決賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

以上でございます。

議長（森田 瞳） それでは、お手元の議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、安堵町議会会議規則第120条の規定により、3番 森田裕康議員、4番 福井保夫議員を指名いたします。

よろしくお願いいたします。

---

議長（森田 瞳） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日より17日までの16日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から１７日までの１６日間とすることに決定いたしました。

---

議長（森田 瞳） 日程第３「諸般の報告」を行います。

１件の報告があります。

令和６年１０月２６日土曜日に行いました「議員派遣」につきまして、近藤議員から報告願います。

２番（近藤晃一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。近藤議員。

（近藤議員 登壇）

２番（近藤晃一） それでは報告をさせていただきます。

安堵町議会議長 森田瞳様、安堵町議会議員 近藤晃一。議員派遣報告書。

安堵町議会議員派遣を実施しましたので、別紙のとおり会議規則第７１条の規定により報告します。

目的、発酵による町おこしの為の「第１４回全国発酵食品サミット」視察。

開催日時及び場所、令和６年１０月２６日土曜日、午前９時３０分から、千葉県香取市 佐原文化会館及び周辺会場。

調査の内容、発酵学者・文筆家である小泉武夫氏が理事長のＮＰＯ法人「発酵文化推進機構」が後援する「第１４回全国発酵食品サミット」が千葉県佐原文化会館で開催され、全国の参加者が集う会場で、千葉県知事や衆議院議員が来賓挨拶のあと、主催者から「発酵を通じて２１世紀を発酵の世紀と位置づけ、人に健康、町に活力を生み出す発酵の文化が息づくまちづくりに努める」と大会宣言がなされた。

小泉先生の「江戸の発酵文化と香取市」という基調講演では、発酵と腐敗の違いを資料を基に説明があり、香取市と発酵のつながりでは、昔は３５軒の酒蔵があり住民の半数が酒造に関わり発酵のまちとして栄えた事例が紹介された。

会場周辺では、沖縄から北海道まで１６都道府県から２５の自治体と４９の団体・企業が参加し、酒や醤油・味噌をはじめチーズ、漬物等の町おこしの発酵食品を出品し、

情報交換をされていた。

小泉先生が成功事例として紹介された千葉県神崎町の出展ブースでは酒類が販売され、関係者に町おこしの内容を聞いたところ「2軒の酒蔵が中心となり様々なイベントを実施、町に活力を出している」とのことであった。5,000人あまりの人口の町に、イベント時は6万程の人が集まり、年間120万人が来られる町になり、町が活性化したとの説明を受けた。

以上でございます。

議長（森田 瞳） 以上で諸般の報告を終わります。

---

議長（森田 瞳） 日程第4「行政報告」を行います。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） それでは、行政報告を行わせていただきます。

今、近藤議員の方から、千葉県の方に研修に行ったことについてお話がありましたので、まずそれから触れさせていただきたいと思います。

9月議会も、農を中心とした地域経済の活性化についてという行政報告を行ってありました。先ほど近藤議員からも報告がございましたが、10月26日、千葉県香取市において「第14回全国発酵食品サミット」の視察へ、近藤議員と一緒に調査を行ってきたところでございますので、その報告をいたします。

調査内容といたしましては、もう先ほど近藤議員の方から報告をされましたが、そのとおりでございます。

安堵町としても、発酵食品について小泉武夫先生と御相談申し上げながら、関係部署にも協力をいただき、進めていきたいと考えております。近藤議員からも、まず土づくりの研究から進めていこう、よい土を作ろうとの考えもいただいております。こ

の安堵町においては、まずそこからやるのがいいんじゃないかという小泉先生のアドバイスもございました。

私と、事業部長も行ったわけですが、全国にこの発酵の食品づくりというのはもう展開をされておりますが、なぜか奈良県があまり手を挙げていないということで、ここに着手すれば奈良県では第1号になると。だから頑張ってくださいということも聞いておりますので、今日言って明日ということではございませんが、少し時間をかけながらこの基礎づくりをまずやっていきたい。このようにも考えていることとございますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、次に第33回安堵町産業フェスティバル及び第2回安堵町防災フェスタについてでございます。安堵町の商工業・観光・農業などの事業を営む企業・事業所を一堂に集めた大きなイベントでございます。安堵町産業フェスティバルが安堵中央公園で盛大に行われました。今年度より、初めて安堵町防災フェスタと同時開催となっております。

産業フェスティバルは、屋外会場では農産物の品評会に、農産物即売会。広域観光PRや町内外の商工品、特産品、キッチンカーが出展。事業所による制作体験などが実施されました。

また、屋内会場のステージイベントでは、様々なパフォーマンスが実施されました。書家の逢香さんによる書家パフォーマンスでは、安堵町の来年を象徴する漢字として「奮」いわゆる奮闘するという「奮」でございます。この「奮」というのは、力一杯頑張るって努力するという意味でございますので、来年度の行政、我々の体制は、いわゆる奮闘していきたいということから、この「奮」という漢字を選ばせていただいておりますが、これを奈良墨を使用して描いていただきました。パフォーマンスの作品は、町の花であるテイカカズラの書画が施されており、大変美しく、見る者を魅了しておりました。

この出来上がった書を少し加工して、皆さんに展示できるようにということで今、加工の最中でございます。出来上がり次第、役場庁舎にもまず展示をしていきたい、このようにも考えております。

次に、お笑いステージでは、出演者が参加する子どもたちと即興でのダンスを披露するなど、始終盛り上がりを見せておりました。

同時に開催の防災フェスタでは、防災講演会で岡山県倉敷市消防局水島消防署の小寺昭夫さまによる御講演をいただきました。平成30年7月豪雨において、当時の勤務地の倉敷市消防局玉島消防署真備分署で御尽力され、その体験や自助共助の大切さ

について御講演をいただいたところでございます。

ついででございますが、この真備の水害、大変大きなものでございましたが、これも内水の逆流から出てきた、起こった水害でございます。安堵町もまだ内水の脅威は持っておりますので、非常に参考になったと考えております。また、私の親しい友人もこの真備で家、全部流されたということでございますので、他人事ではないということとで聞かせていただいたところでございます。

また、屋外ブースでは、西和警察署・広域消防組合・陸上自衛隊・協定企業等により、車両・ドローンの展示に多くの子どもたちが集まり、また、消防体験、煙の中ですね、煙の中の体験、ドローン体験、救命救急系体験での、大人から子どもまで楽しく参加をしていただきました。

相互応援協定を結んでいる愛知県幸田町においては、特別ブースに参加していただき、当フェスタを盛り上げていただいたところでございます。

この日の参加者は、延べ人数およそ2,000人を数えたと聞いております。

次に、子育て拠点「Living Park キラリエ」についてでございます。安堵町の子育て拠点「Living Park キラリエ」が11月2日土曜日に、安堵町福祉保健センター内にオープンをさせていただきました。この施設は、庭や公園のように、みんなが自然に足を運べる日常の空間をコンセプトに、子どもたちがキラリと光るように育て欲しいという願いと、家のような住まいのよい場所になるようにという思いで名付けられました。

施設は、ベビー・ファミリー・アクティブの三つのエリアに、子どもの年齢に応じた遊び場を常設しております。また、親子のイベントや子育て相談など、多様な子育て支援を行います。

利用状況でございますが、未就学児とその保護者が対象です。利用料は、町内在住者が無料、その他の子ども・保護者は一人につき100円でございます。オープン以来、連日多くの方に利用いただいております。好評をいただいております。ちなみに、令和6年11月30日現在、利用延べは280人、うち町外は76人となっているところでございます。

以上でございます。

教育長（辰己秀雄） はい。

議長（森田 瞳） はい。辰己教育長。

教育長（辰己秀雄） 改めて、おはようございます。教育委員会 辰己です。教育委員会関係の行政報告をさせていただきます。教育委員会所管事務について、９月議会で報告させていただいた以降の新たな事項について御報告させていただきます。

まず、町立学校において２学期の教育課程の執行を進めており、１２月２３日に終業式を予定しております。２４日から６日まで冬季休業に入る予定です。７日から始業を迎えます。

なお、こども園については３歳から５歳児のⅠ号認定の園児については１２月２３日から１月７日まで冬季休業、そして、その他の園児については２９日から１月３日までとなっております。

この間、安堵中学校では９月２７日金曜日に体育大会、安堵小学校では９月２８日土曜日に体育学習参観、こども園は１０月５日土曜日に運動会が、いずれも恵まれた秋空の下、開催することができました。

次に、教育委員会が所管しております社会教育関係ですが、１１月２日土曜日から４日月曜日にかけて、安堵町文化祭を町カルチャーセンターにて開催いたしました。作品展・あんど“ほっと”ステージ・陶芸体験等を実施しました。

また、社会文化・体育の活動機会の拡充・充実に向けたジュニアランニング教室を１１月１７日に開催し、同日、こども茶道教室、全５回についても実施しております。現在、毎週土曜日、歴史民俗資料館で続けて実施しているところでございます。今後、１２月１４日土曜日に、安堵町軽スポーツ体験会も実施予定でございますので、また多数の御参加を期待しております。

なお、予定しておりました安堵町民体育祭が、国の衆議院選挙と日程が重なり日程を変更いたしましたが、気象状況等の判断の結果、中止とさせていただきました。

今後におきましても、町立学校及びこども園の諸行事の実施、社会教育事業等、円滑な運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、教育委員会関係の御報告とさせていただきます。

議長（森田 瞳） これで、行政報告を終わります。

---

議長（森田 瞳） 日程第５ 議案第Ⅰ号「安堵町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する

条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田住民課長。

（吉田住民課長 登壇）

住民課長（吉田彰宏） 改めまして、おはようございます。住民課の吉田です。よろしくお願いいたします。それでは、議案第１号「安堵町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について」を御説明させていただきます。

改正内容といたしましては、現在、安堵町の一般廃棄物処理運搬業の許可業者は、一般廃棄物を天理市クリーンセンターに搬入しておりますが、令和７年度から、４月末までは天理市クリーンセンターに、また５月から９月までは広陵町のまほろばリサイクル中継施設に、１０月からは現在建設中の、安堵町のまほろば可燃ごみ中継施設に搬入する予定となっております。

現条例では、安堵町の一般廃棄物の処理運搬業の許可につきましては、天理市長のみの要件となっておりますが、令和７年５月からは他市町村長の収集運搬の許可が必要であり、安堵町の許可制は２年ごとの更新で、令和７年度・令和８年度の一般廃棄物の処理運搬業の許可申請の受付を年明け、令和７年１月から開始するため、条例の一部改正を本１２月議会に上程するものでございます。詳細につきましては、議案書２ページ、３ページの新旧対照表をお願いします。

現行ですが、第３９条の第２項第５号、３ページです。「天理市長から一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている者であること、又は天理市長が天理市環境クリーンセンターでの廃棄物の処分の受入れを許可すること。」となっておりますが、改正後といたしまして「町長が別に定める市町村長から一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている者であること。」に改正を行うものでございます。

なお、施行期日につきましては、公布の日からとさせていただきます。

以上でございます。

それは戻っていただきまして、議案書を朗読させていただきます。

議案第１号 安堵町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する

条例について

安堵町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年12月2日提出、安堵町長 西本安博。

本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

これより、議案第1号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第1号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（森田 瞳） 日程第6 議案第2号「令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第8

号)について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増田総合政策課長。

（増田総合政策課長 登壇）

総合政策課長（増田篤人） 改めまして、おはようございます。総合政策課 増田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。議案第2号「令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）について」説明させていただきます。

本補正につきましては、はじめに歳出でございますが、13ページをお願いいたします。

1款 議会費、1項 議会費、1目 議会費で、人事異動及び国の人事院勧告に伴う法改正を見据えた人件費の補正で292万3,000円の増額でございます。

2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費で、こちらも人事異動及び国の人事院勧告に伴う法改正を見据えた人件費の補正並びに南都銀行の公金分割・集合サービス手数料について支払いが生じたことから1,570万2,000円の増額でございます。同款、同項、4目 企画費は、人事異動及び国の人事院勧告に伴う法改正を見据えた人件費の補正で317万8,000円の増額でございます。次に15ページをお願いいたします。同款、2項 徴税费、1目 税務総務費で、こちらも人事異動及び国の人事院勧告に伴う法改正を見据えた人件費の補正で96万8,000円の減額でございます。同款、3項 戸籍住民基本台帳費、1目 戸籍住民基本台帳費で、こちらも人事異動及び国の人事院勧告に伴う法改正を見据えた人件費の補正並びにマイナンバーカードの申請数が想定数を上回りましたので、郵送料に不足が生じたことから127万8,000円の増額でございます。

次に、民生費でございます。3款 民生費、1項 社会福祉費、1目 社会福祉総務費で、こちらは障害者自立支援給付審査支援等システムに改修が必要となったため198万円を増額補正いたします。2目 国民年金事務取扱費で569万8,000円の減額、3目 老人福祉費で985万円の増額。次に17ページをお願いいたします。5目 医療対策費で574万円の増額、それぞれ人事異動及び国の人事院勧告に伴う

法改正を見据えた人件費の補正でございます。7目 介護保険事業費は、介護保険特別会計への繰出金が増額したことによる補正で82万4,000円を増額補正いたします。8目 自立支援給付費は、介護給付費・訓練等給付費、補装具等の利用申請が増加したことによる補正で2,550万円を増額補正いたします。10目 後期高齢者医療費は、令和5年度後期高齢者医療の医療給付費市町村負担金の精算で増額が確定したことに伴いまして、後期高齢者医療広域連合への支払いが生じたことによる補正で726万6,000円を増額補正いたします。同款、2項 児童福祉費、1目 児童福祉総務費で30万円の増額。2目 児童措置費で41万円の増額。それぞれ人事異動及び国の人事院勧告に伴う法改正を見据えた人件費の補正でございます。次に、3目 こども園費で3,713万8,000円の減額。こども園北館屋根・屋上改修及び照明器具更新工事等を次年度に実施することになったこと並びに、同様に人事異動及び国の人事院勧告に伴う法改正を見据えた人件費の補正でございます。19ページをお願いいたします。同款、3項 人権対策費、3目 総合センター管理運営費で155万3,000円の減額。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、1目 保健衛生総務費で106万円の増額。それぞれこちらも人事異動及び国の人事院勧告に伴う法改正を見据えた人件費の補正でございます。次に、同款、同項、2目 予防費で962万7,000円の増額。こちらは新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金の支払いにあたり、請求額が見込みより増額したこと及び令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫支出金の額確定により返還が生じたことによる補正でございます。次に、3目 保健衛生費で55万円の増額。こちらは先ほどと同様に人事異動及び国の人事院勧告に伴う法改正を見据えた人件費の補正でございます。次に、21ページをお願いいたします。こちらが、ちょっと一括で説明いたしますが、4款 衛生費、2項 清掃費、1目 塵芥処理費で300万円の減額。

5款 農林水産業費、1項 農業費、2目 農業総務費で184万円の減額。

6款 商工費、1項 商工観光費、2目 観光費で350万円の減額。

7款 土木費、1項 土木管理費、1目 土木総務費で482万8,000円の増額。23ページをお願いいたします。同款4項 住宅費、3目 地域改善対策事業費で959万1,000円の増額。

8款 消防費、1項 消防費、1目 非常備消防費で413万円の減額。

25ページをお願いいたします。9款 教育費、1項 教育総務費、2目 事務局費で212万円の減額。4目 トーク安堵カルチャーセンター管理費で132万8,0

〇〇円の増額。同款、５項 社会教育費、１目 社会教育総務費で６３９万５、〇〇〇円の減額。

以上、一括して説明した科目につきましては、先ほどと同様、人事異動及び国の人事院勧告に伴う法改正を見据えた人件費の補正でございます。

次に、同款、同項、２目 文化財保護費で８０万円の増額。こちらは焼損した中家住宅の復旧について町補助を行うための補正でございます。２７ページをお願いいたします。同款、同項、３目 歴史民俗資料館管理運営費で１４０万円の増額。同款、６項 保健体育費、１目 保健体育総務費で３５２万円の増額。それぞれ人事異動及び国の人事院勧告に伴う法改正を見据えた人件費の補正でございます。

歳出は以上でございます。

次に歳入でございます。９ページをお願いいたします。１４款 国庫支出金、１項 国庫補助金、１目 民生費国庫負担金につきましては、民生費の歳出補正、自立支援給付費に対する国庫の財源として１、２７５万円の増額補正。２目 衛生費国庫負担金につきましては、衛生費の歳出補正、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金に対する国庫の財源として４０万円の増額補正。同款、２項 国庫補助金、１目 総務費国庫補助金につきましては、総務費の歳出補正、マイナンバーカードの郵送料の財源として１８万７、〇〇〇円の増額補正。２目 民生費国庫補助金につきましては、民生費の歳出補正の、障害者自立支援給付審査支援等システム改修の財源として９９万円の増額補正でございます。

１５款 県支出金、１項 県負担金、１目 民生費負担金につきましては、民生費の歳出補正、自立支援給付費に対する県費の財源として６３７万５、〇〇〇円の増額補正。

１１ページをお願いいたします。１８款 繰入金、１項 基金繰入金、１目 基金繰入金につきましては、財政調整基金からの繰入金４、９５１万１、〇〇〇円の増額補正でございます。

最後に、２１款 町債に係る補正として、こども園北館屋根・屋上改修及び照明器具更新工事等を次年度に実施することとなったため、１項 町債、３目 民生債が２、８９０万円の減額となります。

以上でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第２号 令和６年度安堵町一般会計補正予算（補正第８号）について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１８条第１項の規定に基づき、令和６

年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）を別紙のとおり提出する。

令和6年12月2日提出、安堵町長 西本安博。

続きまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第2号 令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）

令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,131万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億2,535万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年12月2日提出、安堵町長 西本安博。

2ページをお願いいたします。

議長（森田 瞳） 課長、以後は結構です。

総合政策課長（増田篤人） 第1表、第2表につきましては、先ほどの説明のとおりでございます。

議長（森田 瞳） 地方債補正も結構ですよ。

総合政策課長（増田篤人） よろしいですか。

6ページ以降の事項別明細書につきましても、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

6 番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） 民生費の所で一つお伺いします。17ページの自立支援給付費で、介護給付費・訓練等給付費、障害者・児補装具費ということで充てられてるんですが、2,550万。これは、どのような補装具が充てられたのかということで、お伺いいたします。

健康福祉推進室課長（井上育久） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。井上課長。  
自席で結構です。

健康福祉推進室課長（井上育久） 自席から失礼いたします。健康福祉推進室の井上でございます。こちらの方は、補装具というのは、車いすとかで電動車いすとかの費用にかかっておるものでございます。

6 番（上林勝美） 義肢とか、ああいうのじゃなしに？

健康福祉推進室課長（井上育久） そうですね。補装具と言ったら補聴器とか、いろいろそういうようなものもございまして、該当する物が多々ありますけども、今回は車いすとか等の支出が多かったため増額になっております。  
以上でございます。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6 番（上林勝美） 車いすの支出が多いということは、何台か購入のためということですかね。

議長（森田 瞳） はい。井上課長。

健康福祉推進室課長（井上育久）　今回、電動車いすの台数がちょっと増えたため、高額になりますので、その分がちょっと通常よりも増えた原因になっております。

以上でございます。

6 番（上林勝美）　はい。ありがとうございました。

議長（森田　瞳）　他に、質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田　瞳）　質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田　瞳）　討論なしと認めます。

これより、議案第2号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者　起立）

議長（森田　瞳）　起立、全員です。お座りください。

議案第2号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（森田　瞳）　日程第7　議案第3号「令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増田総合政策課長。

（増田総合政策課長 登壇）

総合政策課長（増田篤人） 引き続き、増田でございます。よろしくお願いいたします。議案第3号「令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）について」でございます。

本補正につきましては、補正予算書「第1表 債務負担行為補正」に記載しております事業につきまして、設定した期間中に債務保証として、事業ごとに債務負担行為を行うものでございます。補正予算書2ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加といたしまして、こども園北館屋根・屋上改修及び照明器具更新・他工事。期間 令和7年度、債務負担限度額は8,697万9,000円。本工事の入札を本年度内に実施する必要があるためでございます。

安堵町総合センターひびき施設管理業務。期間は令和7年度から令和9年度、債務負担限度額は1,064万円。本業務の入札を本年度内に実施する必要があるためでございます。

ごみ収集運搬補助委託事業。期間は令和7年度から令和9年度、債務負担限度額は4,311万円。本業務の入札を年度内に実施する必要があるためでございます。

最後に、重要文化財中家住宅復旧補助事業で、期間は令和7年度から令和10年度、債務負担限度額は2,420万円。中家住宅復旧に係る町補助を令和10年度まで行うためでございます。

以上でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第3号 令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）を別紙のとおり提出する。

令和6年12月2日提出、安堵町長 西本安博。

続きまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第3号 令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）

令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和6年12月2日提出、安堵町長 西本安博。

以上でございます。

御審議、御可決よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6番（上林勝美） 2点だけお伺いいたします。債務負担行為補正で、ごみ収集運搬補助委託事業、これはどういう事業かというのと、それから、重要文化財中家住宅復旧補助事業、令和7年から10年で債務負担行為限度額2,420万という限度額が設定されておりますが、今年度80万補助するということなんですが、あくまでこれは限度額であり、これだけ補助するということではないですね。その点お伺いします。

住民課長（吉田彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。吉田課長。

住民課長（吉田彰宏） 自席より失礼します。安堵町ごみ収集運搬補助委託業務といたしましては、町内のごみを今、収集員さん3名で行っておりますが、その収集業務3名では町内を回りきれないということで、一般入札して、委託業務を会社に発注して、収集員と一緒に共同して町の一般の家庭ごみを収集してもらっている業務でございます。

以上です。

6番（上林勝美） ありがとうございました。

議長（森田 瞳） はい。続いて、中家住宅の復旧補助事業について御説明ください。

教育次長（富士青美） はい。

議長（森田 瞳） はい。富士次長。

教育次長（富士青美） 教育委員会事務局 富士です。中家住宅の復旧補助事業について御説明します。１０月時点での情報ですけれども、この中家の火災を復旧するにあたりまして、総額５億円と国の文化庁の方が見込みを出しました。そのうちの補助割合、８５％が国、そして県が５％、そして所有者が１０％、そしてその１０％のうちの半分である５％を町が補助させていただこうという考えの下で数字でございます。そうしますと総額２，５００万円、これが総額、町が補助させていただく金額ということになるんですけれども、今年度につきましては、まず調査を中心とした作業、それにあたる補助額が８０万。これを差し引いた金額の２，４２０万、残り２，４２０万円を７年度から１０年度にかけての事業に充てさせていただくためのものでございます。

以上です。

６番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

６番（上林勝美） そしたら今年度８０万の調査費を除いた２，４２０万を７年から１０年の間に町として考えているということによろしいでしょうか。

教育次長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士次長。

教育次長（富士青美） そのとおりでございます。

議長（森田 瞳） よろしいか。

6 番（上林勝美） はい。ありがとうございました。

議長（森田 瞳） はい。他に、質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

只今、議題となっております議案第3号は、総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

ちょっと今、決定させていただいた付託のことでございますねんけども、今回、4点の債務負担行為ということで提案をいただいておりますが、この他に修繕等で、ちょっと聞き及んでおるのは体育館の修理。運動公園の体育館の修理。そして、カルチャーセンターのいろいろとの不具合等の修理を施さないかん内容のことも、ちょっと耳にするわけでございますけども、ちょっとその辺のことも含めて、この常任委員会でいろいろ御説明願いたいと、かように思いますので、よろしく理事者側の方お願い申しておきます。

---

議長（森田 瞳） はい。日程第8 議案第4号「令和6年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第2号）について」を議題といたします。

本案につきまして、提案理由の説明を求めます。

健康福祉推進室課長（井上育久） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。井上健康福祉推進室課長。

（井上健康福祉推進室課長 登壇）

健康福祉推進室課長（井上育久） 改めまして、おはようございます。健康福祉推進室 井上でございます。よろしくお願いいたします。議案第4号「令和6年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第2号）について」説明させていただきます。

本補正につきましては、一つ目として介護保険認定調査員に係る報酬等の人件費が不足するための補正。

二つ目として、第三者行為納付金が予算額を超えて納付されたための補正。

三つ目といたしまして、第三者行為求償事務委託手数料を国保連合会に支払うことが必要となったため、補正するものでございます。

それでは、詳細につきまして補正予算書により説明させていただきます。補正予算書9ページお願いいたします。

歳出の部。1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費で5万3,000円の増額補正となります。同款、3項 介護認定審査会費、1目 介護認定審査会費で77万1,000円の増額補正でございます。

4款 基金積立金、1項 基金積立金、1目 介護給付費準備基金積立金で50万1,000円の増額補正です。

この財源といたしまして、2ページ戻っていただきまして7ページをお願いいたします。

歳入の部。7款 繰入金、1項 一般会計繰入金、3目 その他繰入金で82万4,000円の増額補正でございます。

9款 諸収入、1項 雑入、3目 第三者納付で50万1,000円の増額補正です。

以上でございます。

それでは議案書を読み上げさせていただきます。

議案第4号 令和6年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第2号）について

地方自治法（昭和22法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和6年

度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第2号）を別紙の通り提出する。

令和6年12月2日提出、安堵町長 西本安博。

補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第4号 令和6年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第2号）

令和6年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ132万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億394万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月2日提出、安堵町長 西本安博。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入の部。7款 繰入金、1項 一般会計繰入金、補正前の額は1億3,464万6,000円、補正額は82万4,000円、計1億3,547万円。

9款 諸収入、1項 雑入、補正前の額は17万6,000円、補正額は50万1,000円、計67万7,000円。

歳入の合計、補正前の額は9億262万1,000円、補正額132万5,000円、計9億394万6,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出の部。1款 総務費、1項 総務管理費、補正前の額は61万3,000円、補正額は5万3,000円、計66万6,000円。同款、3項 介護認定審査会費、補正前の額は819万円、補正額が77万1,000円、計896万1,000円。

続いて、4款 基金積立金、1項 基金積立金、補正前の額は1,913万1,000円、補正額は50万1,000円、計1,963万2,000円。

歳出合計。補正前の額は9億262万1,000円、補正額は132万5,000円、計9億394万6,000円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。

御審議、御可決のほどよろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） はい。これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

これより、議案第4号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第4号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（森田 瞳） 進みます。日程第9 議案第5号「令和6年度安堵町水道事業会計補正予算（補正第2号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

事業課長（池田佳永） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。池田事業課長。

（池田事業課長 登壇）

事業課長（池田佳永） 改めまして、おはようございます。事業課の池田でございます。よろしく願いいたします。それでは、議案第5号「令和6年度安堵町水道事業会計補正予算（補正第2号）について」御説明させていただきます。

本補正は、先ほど議案第2号でも御説明がありましたが、令和6年度の人事異動及び国の人事院勧告に伴う法改正を見据えた人件費の、水道事業会計分の増額補正をするものでございます。

令和6年度安堵町水道事業会計補正予算書の5ページ、一番最後のページ、こちらの方をお願いいたします。

収入の部です。1款 水道事業収入、1項 営業収益、1目 給水収益といたしまして、補正予定額が74万3,000円。合計2億817万8,000円となっております。

支出の部の方でございます。1款 水道事業費用、1項 営業費用、1目 原水及び浄水費におきまして、補正予定額が15万5,000円。同款、同項、2目 配水及び給水費におきまして、補正予定額は21万9,000円。同款、同項、4目 総係費におきまして、補正予定額が36万9,000円。

支出合計ですね、こちらの方の補正予定額が74万3,000円。支出合計の方が2億817万8,000円でございます。

それでは、表紙に戻っていただきまして、議案書を朗読させていただきます。

議案第5号 令和6年度安堵町水道事業会計補正予算（補正第2号）について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第3項の規定に基づき、令和6年度安堵町水道事業会計補正予算（補正第2号）を別紙のとおり提出する。

令和6年12月2日提出、安堵町長 西本安博。

以降のページにつきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛をさせていただきます。

以上でございます。

御審議、御可決よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

3 番（森田裕康） はい。

議長（森田 瞳） はい。森田議員。

3 番（森田裕康） 質問ではないんですけども。数字が合ってるかどうかちょっと確認したいんですけども、既決予定額、支出合計2億743万5,000円ですか、なってますけど合計が、上が2億817万8,000円ですけども、その下の数字が2億817万2,000円となってますけども、これは間違いでよろしいかという確認です。

事業課長（池田佳永） はい。

議長（森田 瞳） はい。池田課長。

事業課長（池田佳永） 自席より失礼いたします。先ほど、森田議員の指摘のあった合計の金額ですね、こちらの方すいません、記入間違いでございます。総合計といたしましては2億817万8,000円が正しい数字でございます。申し訳ございません。

議長（森田 瞳） よろしいですか。

3 番（森田裕康） はい。

議長（森田 瞳） それでは議案書の中の一応、訂正をしてください。  
他に、質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

これより、議案第5号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第5号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（森田 瞳） 日程第10 議案第6号「奈良県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増田総合政策課長。

（増田総合政策課長 登壇）

総合政策課長（増田篤人） 総合政策課 増田でございます。議案第6号「奈良県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について」説明させていただきます。

奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体のうち、令和7年3月31日をもって奈良広域水質検査センター組合が解散され、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体でなくなることとなりました。

それに伴い、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少することとなり、奈良県市町村総合事務組合規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき、奈良県知事に許

可を申請するにあたり、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、規約の内容について説明いたします。詳細につきまして議案書の1ページをお願いいたします。

奈良県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

奈良県市町村総合事務組合規約（平成20年奈良県市町村総合事務組合奈良県指令市町村第1143号許可）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「、奈良広域水質検査センター組合」を削るという改正でございます。

なお、この規約は、令和7年4月1日から施行いたします。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第6号 奈良県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、奈良県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更したいので、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出、安堵町長 西本安博。

以上でございます。

御審議、御可決よろしくをお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第6号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立全員です。お座りください。

議案第6号は、原案のとおり可決されました。

---

議長(森田 瞳) なお、ちょっと今日、戻りますけども議案第3号、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしましたので、総務産業建設常任委員会委員長よろしくお願い申し上げます。

以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。

次の本会議は、12月5日午前10時、一般質問を予定いたしております。

本日は、これで散会いたします。

---

散 会

午前11時06分

---